とりあえず取り組もう就学支援金
効率よく取り組みたい奨学のための給付金

鹿児島県公立学校事務職員協会
鹿児島支部A班

研究の進め方

1. 聞き取り等による問題点，課題の把握

2. 制度の理解

3. 事務担当者目線のマニュアル作成

高等学校等就学支援金

県内の中学校に通う生徒・保護者のみなさまへ
大切なお知らせです

高等学校等就学支援金について

就学支援金制度とは

公立・私立高校に入学後，申請を行い，認定を受けた生徒の授業料の全部又は一部を国が生徒に代わって支払う制度です。

生徒や保護者が直接受け取るお金ではありません

就学支援金は，県や学校法人など，学校設置者が受け取ります。

申請しなければ授業料全額を支払う必要があります

高校に入学した年の４月と毎年７月に申請等をしなければ，授業料全額を支払う必要があります。

また，申請等をしても，保護者等の所得が基準額を超えているなど，認定を受けられなかった場合も，授業料全額を支払う必要があります。

税の申告をしなければ申請できません

申請には，税額(市町村民税所得割額)を証明する書類が必要です。

なお，高校に入学した年の４月は，前年度の税額に基づき認定を行います。

【H27年度入学の場合】
４月申請等：H26年度の税額に基づき認定（H25年分所得に係る税の申告が必要）
７月申請等：H27年度の税額に基づき認定（H26年分所得に係る税の申告が必要）

返済は不要です

就学支援金は，返済する必要はありません。

就学支援金制度の詳しい内容は，一緒にお配りしている「～ご存じですか？国からの授業料支援～高等学校等就学支援金」をご覧ください。

不明な点や詳しい内容をお聞きになりたい方は，それぞれの中学校又は下記の連絡先へお問合せください。

【連絡先】受付時間 8:30～17:15（土日，祝日除く）
（公立高校関係）　鹿児島県教育庁総務福利課　電話099-286-5193
（私立高校関係）　鹿児島県総務部学事法制課　電話099-286-2146

言葉の壁

量の壁

時間の壁

言葉の壁

就学支援金＝授業料が実質タダ

平成26年度以降の入学生

授業料は全員必要	**授業料納付か 就学支援金による充当**
授業料納付	両親の所得割額合計 304，200円以上
就学支援金	両親の所得割額合計 304，200円未満

量の壁

４月に1年生全員分
短期間でチェック＆提出
７月に対象学年全員分

不備なし・・・８～９割

不備あり・・・１～２割

時間の壁

提出期限が短い

平日昼間に保護者に
連絡がつかない

スケジュールを明確にする

事務室内で分業する

情報を共有化する

一人で抱えない

困ったら，すぐ相談！

高等学校等就学支援金
受給資格認定申請書

チェックの効率化

資格認定申請書の受領

① 事務室で受け付ける

② 担任を通じて受け付ける

平成２７年度

〇〇高等学校〇年〇組

支援金該当（304,200円未満）
授業料該当（304,200円以上）

番	生徒氏名（７字入力）	性別	ふりがな（姓と名の間は全角空白１）	生年月日	チェックシート提出状況	課税証明提出状況	一人親区分	区分判定 市町村民税所得割額 父	母	計	区分	その他（不備の内容を明記する）
1		男		H11.12.26							授業料	
2		男		H12.3.25	○	○		166,000		166,000	支援金	
3		男		H11.6.24	○	○		39,300	14,900	54,200	支援金	
4		男		H11.5.30	○	○		42,900		42,900	支援金	
5		男		H11.4.29	○	○		0	62,000	62,000	支援金	

支援金	4	人
授業料	1	人
？	0	人
計	5	

↑提出があれば〇

↑両親分揃っている，一人親が確認できき提出あり，一人分の提出だが控除対象配偶者が確認できている〇

↑一人親が確認できれば，母のみ，父のみなど入力（施設入所，祖父のみなど確認できた状況も記入）

↑市町村民税所得割額を入力。一人親や控除対象配偶者で提出がない場合は空白にする。

↑市町村民税所得割額を入力。一人親や控除対象配偶者で提出がない場合は空白にする。

↑控除対象配偶者有りで，所得割額が30万円以上なら，配偶者分の課税証明も徴すること。

↑所得割額の合計により，授業料か支援金を入力（関数により自動判定も可能）書類不足等で確認できない分は？を入力

↑不備内容を明記
「配偶者分課税証明なし」「一人親の確認できず」「チェックシートなし」「修正できたら消す。この欄の記載が全部消えたら不備つぶし完了！

書類のチェック

① 就学支援金申請手続きチェックシート

② 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

③ 課税額証明書（両親分）

就学支援金申請手続チェックシート

（該当する項目に☑を記入して，全員提出してください）

学校名		学科名		生徒名	

◎　保護者全員の市町村民税所得割額が３０４，２００円未満の方

☑　就学支援金の受給資格認定申請を行います。

【提出書類】①②③を４月１０日（金）までに事務室に提出

①　就学支援金申請手続チェックシート（本紙）

②　高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

③　市町村役場が発行する「課税証明書」又は勤務先から配付される「特別徴収税額の決定通知書」（生活保護世帯は「生活保護受給証明書」）

「課税証明書」・「特別徴収税額の決定通知書」についての留意事項

・　**平成２６年度分**の課税証明書又は特別徴収税額の決定通知書を**保護者全員分**提出してください。ただし，保護者が２人いる場合において，一方が控除対象扶養者であり，かつ収入が１００万円以下の場合は，控除対象扶養者分は提出不要となります。

・　市町村役場で課税証明書を取得する際は，**必ず「市町村民税所得割額」及び「税の控除の内訳」が記載された課税証明書**を取得してください。どちらかが記載されていない課税証明書を提出された場合は，記載されたものを再度取得していただく場合があります。

◎　保護者全員の市町村民税所得割額が３０４，２００円以上の方

□　保護者等の市町村民税所得割額が３０４，２００円以上であるため，今回は就学支援金の受給資格認定申請を行いません。（※授業料を納めます。）

【提出書類】①，②は４月１０日（金）までに事務室に提出
③は３月３１日（火）までに金融機関又はゆうちょ銀行に提出

①　就学支援金申請手続チェックシート（本紙）

②　鹿児島県立高等学校授業料等納付届書

③　口座振替を利用する場合，口座振替用の書類

ア　Ｋ－ＮＥＴ預貯金口座振替依頼書（Ｋ－ＮＥＴ利用の場合）

イ　自動払込利用申込書（ゆうちょ銀行利用の場合）

様式第１号（第３条第１項、第10条第２項並びに第11条１項及び第２項関係）

平成　　年　　月　　日

鹿児島県教育委員会　殿

高等学校等就学支援金
☑ 受給資格認定申請書・ □ 収入状況届出書

（該当する方に印を付けてください。）

☑ 高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

□ 高等学校等就学支援金の支給に関して，保護者等の収入の状況に関する事項について，届け出ます。

（該当する方に印を付けてください。）

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	昭和 平成　　年　　月　　日
生徒の住所	〒 都道 府県　　市区 町村
保護者等の連絡先	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記載不要。）

①現在の学校の在学期間	学校名 鹿児島県立串木野高等学校	平成２７年４月１日 ～ （うち支給停止期間等） 平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	学校の種類・課程・学科 高等学校（全日制）
②過去の学校の在学期間	学校名 立	平成　年　月　日 ～平成　年　月　日 （うち支給停止期間等） 平成　年　月　日 ～平成　年　月　日	学校の種類・課程・学科

平成２７年度

〇〇高等学校〇年〇組

支援金該当（304,200円未満）
授業料該当（304,200円以上）

番	生徒氏名（7字入力）	性別	ふりがな（姓と名の間は全角空白１）	生年月日	ﾁｪｯｸｼｰﾄ提出状況	課税証明提出状況	一人親区分	区分判定 市町村民税所得割額 父	母	計	区分	その他（不備の内容を明記する）
1		男		H11.12.26							授業料	
2		男		H12.3.25	〇	〇		166,000		166,000	支援金	
3		男		H11.6.24	〇	〇		39,300	14,900	54,200	支援金	
4		男		H11.5.30	〇	〇		42,900		42,900	支援金	
5		男		H11.4.29	〇	〇		0	62,000	62,000	支援金	

支援金	4	人
授業料	1	人
？	0	人
計	5	

課税額証明書が1枚の場合

【2. 保護者等の収入の状況について】

保護者等の 4 月１日時点における状況は以下のとおりです。（ 欄は申請・届出を行う月を記入）

（１）就学支援金の支給時期の区分（該当するものを選択。）

☑	４月～６月　（前年度の課税証明書等）	□	７月～６月　（当該年度の課税証明書等）

（２）次の者の課税証明書等を提出します。（①から⑤までのいずれかに印を付けてください。）

①	□	**親権者（両親）2名分**
②	☑	**親権者1名分** （親権者が，一時的に親権を行使できない場合，親権者が存在しない場合，親権者が課税されていない者を除く。） □　親権者の１人が控除も所得制限の要件や加算支給の区分に影響 □　親権者の１人が課税されていない場合 ☑　・離婚，死別等により親権者が１名の場合， ・親権者が存在するものの，家庭の事情によりやむを得ず，親権者の１人の課税証明書等を提出できない場合　等
③	□	**未成年後見人 □名分** 親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は，全員分） （未成年後見人が，法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は，その者を除く。）
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分** ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合， ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合　等
⑤	□	**生徒本人** 親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり， ・成人に達している場合， ・未成年であるが市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合　等

該当する項目の
チェックを確認する

（３）次の理由により，課税証明書等を提出しません。（①又は②のいずれかに印を付けてください。）

①	□	所得確認の対象が生徒本人（親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが，未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
②	学校名	親権者，未成年後見人，主たる生計維持者又は生徒本人の全員が，課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合

（４）課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄　（（３）の場合は記載不要。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
鹿児島　花子	母		

【3. 確認事項】

高等学校等就学支援金を授業料に充てるとともに，就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

（記入に当たっては，別紙の記入上の注意をよく読んでから記入してください。）

学校受付日　　平成　　年　　月　　日（学校において記入。）

平成２７年度

〇〇高等学校〇年〇組

支援金該当(304,200円未満)
授業料該当(304,200円以上)

番	生徒氏名(７字入力)	性別	ふりがな(姓と名の間は全角空白１)	生年月日	チェックシート提出状況	課税証明提出状況	一人親区分	区分判定 市町村民税所得割額 父	母	計	区分	その他(不備の内容を明記する)
1		男		H11.12.26							授業料	
2		男		H12.3.25	〇	〇		166,000		166,000	支援金	
3		男		H11.6.24	〇	〇		39,300	14,900	54,200	支援金	
4		男		H11.5.30	〇	〇	母のみ		42,900	42,900	支援金	
5		男		H11.4.29	〇	〇		0	62,000	62,000	支援金	

支援金	4	人
授業料	1	人
?	0	人
計	5	

【2. 保護者等の収入の状況について】

保護者等の 4 月１日時点における状況は以下のとおりです。（ 欄は申請・届出を行う月を記入）

（１）就学支援金の支給時期の区分（該当するものを選択。）

☑	４月～６月　（前年度の課税証明書等）	□	７月～６月　（当該年度の課税証明書等）

（２）次の者の課税証明書等を提 付けてください。）

該当する項目のチェックを確認する

①	□	**親権者（両親）2名分**
②	☑	**親権者1名分** （親権者が，一時的に親権 ，その者を除く。）
	☑	親権者の１人が控除対象配偶者であり，市町村民税を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	□	親権者の１人が課税期日に日本国内に在住していないなど市長村民税が課税されていない場合
	□	・離婚，死別等により親権者が１名の場合， ・親権者が存在するものの，家庭の事情によりやむを得ず，親権者の１人の課税証明書等を提出できない場合　等
③	□	**未成年後見人 名分** 親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は，全員分） （未成年後見人が，法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は，その者を除く。）
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分** ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合， ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合　等
⑤	□	**生徒本人** 親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり， ・成人に達している場合， ・未成年であるが市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合　等

（３）次の理由により，課税証明書等を提出しません。（①又は②のいずれかに印を付けてください。）

①	□	所得確認の対象が生徒本人（親権者，未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが，未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
②	学校名	親権者，未成年後見人，主たる生計維持者又は生徒本人の全員が，課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税が課税されていない場合

（４）課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄　（（３）の場合は記載不要。）

氏名	生徒との続柄
鹿児島　太郎	父

氏名	生徒との続柄

【3. 確認事項】

高等学校等就学支援金を授業料に充てるとともに，就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

（記入に当たっては，別紙の記入上の注意をよく読んでから記入してください。）

学校受付日　　平成　　年　　月　　日（学校において記入。）

市民税・県民税　課税額　証明書

平成２６年度	納税義務者（賦課期日現在）	住所			
		氏名		生年月日	昭和　年　月　日

◎「総所得金額等」・「山林所得金額」・「退職所得金額」の欄は、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額です。

＊＊＊＊＊	総所得金額等	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	山林所得金額	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	退職所得金額	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円

◎「所得の内訳等」の欄は、損益通算前のそれぞれの所得の金額です。

所得の内訳等					
	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円
	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊円

注）総所得は、公的年金収入をもとに算定された総所得とその他の総所得を合計した金額です。
注）分離課税譲渡及び公開長期譲渡の所得金額は、租税特別措置法の規定による特別控除額の控除前の金額です。

雑損控除額	医療費控除額	社会保険料控除額	小規模企業共済等掛金	生命保険料・地震保険料控除額	扶養者	控除対象扶養親族			障害者		寡婦		寡夫	勤労学生
									その他	特別	一般	夫		
＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊＊＊円	＊＊＊＊＊＊円	無	無	00	0	無	該	無	無	無	無

鹿児島市の場合

配偶者特別控除額　＊＊＊＊＊＊＊＊円

市民税		県民税		年税額
所得割	均等割	所得割	均等割	
¥0	¥0	¥0	¥0	¥0
( )		( )		( )

備考（非課税事由等）	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

注）（　）内の金額の記載があるときは、住宅借入金等特別控除適用を控除する前の金額です。
（注意）証明しない項目には＊印または斜線が表示してあります。

市税証　第　　号

平成　年　月　日

上記のとおり相違ないことを証明します。

鹿児島市長　森　博幸

郡山支所
市税証明専用
鹿児島市長印

平成２７年度

〇〇高等学校〇年〇組

支援金該当(304,200円未満)
授業料該当(304,200円以上)

番	生徒氏名(7字入力)	性別	ふりがな(姓と名の間は全角空白１)	生年月日	ﾁｪｯｸｼｰﾄ提出状況	課税証明提出状況	一人親区分	区分判定 市町村民税所得割額 父	母	計	区分	その他(不備の内容を明記する)
1		男		H11.12.26							授業料	
2		男		H12.3.25	〇	〇		166,000		166,000	支援金	
3		男		H11.6.24	〇	〇		39,300	14,900	54,200	支援金	
4		男		H11.5.30	〇	〇		42,900		42,900	支援金	
5		男		H11.4.29	〇	〇		0	62,000	62,000	支援金	

支援金	4	人
授業料	1	人
?	0	人
計	5	

平成２７年度

〇〇高等学校〇年〇組

支援金該当（304,200円未満）
授業料該当（304,200円以上）

番	生徒氏名（７字入力）	性別	ふりがな（姓と名の間は全角空白１）	生年月日	チェックシート提出状況	課税証明提出状況	一人親区分	区分判定 市町村民税所得割額 父	母	計	区分	その他（不備の内容を明記する）
1		男		H11.12.26							授業料	
2		男		H12.3.25	〇	〇		166,000		166,000	支援金	
3		男		H11.6.24	〇	〇		39,300	14,900	54,200	支援金	
4		男		H11.5.30	〇	〇	母のみ		42,900	42,900	支援金	
5		男		H11.4.29	〇	生活保護					支援金	

支援金	4	人
授業料	1	人
？	0	人
計	5	

平成２７年度

〇〇高等学校〇年〇組

支援金該当(304,200円未満)
授業料該当(304,200円以上)

番	生徒氏名(7字入力)	性別	ふりがな(姓と名の間は全角空白１)	生年月日	ﾁｪｯｸｼｰﾄ提出状況	課税証明提出状況	一人親区分	区分判定 市町村民税所得割額 父	母	計	区分	その他(不備の内容を明記する)
1		男		H11.12.26							授業料	
2		男		H12.3.25	〇	〇		166,000		166,000	支援金	
3		男		H11.6.24	〇	〇		39,300	14,900	54,200	支援金	
4		男		H11.5.30	〇	〇		42,900		42,900	支援金	
5		男		H11.4.29	〇	〇		0	62,000	62,000	支援金	

支援金	4	人
授業料	1	人
?	0	人
計	5	

新年度の手続き

26年度	1年生
27年度	1年生・2年生
28年度	1年生・2年生・3年生

奨学のための給付金へのつなぎ

平成２７年度

○○高等学校○年○組

支援金該当(304,200円未満)
授業料該当(304,200円以上)

番	生徒氏名(７字入力)	性別	ふりがな(姓と名の間は全角空白１)	生年月日	ﾁｪｯｸｼｰﾄ提出状況	6月までの区分	申請書or届出書	課税証明提出状況	一人親区分	奨学のための給付金 参考 市町村民税所得割額 父	母	奨学給付の可能性	区分判定 市町村民税所得割額 父	母	計	区分	その他	区分変更該当
1		男		H12.3.2	○	支援金	届出書	○		302,000		―	302,000		302,000	?	父の所得割がｷﾞﾘｷﾞﾘ 母の課税証明必要	○
2		男		H11.6.15	○	支援金	届出書	○	母のみ		0	○		0	0	支援金		―
3		男		H11.6.30	○	授業料	申請書	○		62,300	2,200	―	62,300	2,200	64,500	支援金		○
4		男		H11.5.8	○	支援金	届出書	○	父のみ	5,500		―	5,500		5,500	支援金		―
5		男		H12.1.22	○	授業料									0	授業料		―

奨学給付かも	1

支援金	3	人
授業料	1	人
?	1	人
計	5	

2 人

↑提出があれば○

↑授業料or支援金

↑新規なら申請書，継続なら届出書

↑一人親が確認できれば，母のみ，父のみなど確認できた状況も記入）

↑両親分揃っている，一人親が確認でき提出あり，一人分の提出だが控除対象配偶者が確認できている○

↑市町村民税所得割額を入力。一人親や控除対象配偶者で提出がない場合は空白にする。

↑市町村民税所得割額を入力。一人親や控除対象配偶者で提出がない場合は空白にする

↑両親とも又は一人親，所得割額０円なら○（関数により自動判定も可能）生活保護の場合も○にしておく

↑左の欄とリンクしているが，該当者及び一人親の場合はしない方は空白にする。０のままにしないこと

↑左の欄とリンクしているが，該当，控除対象配偶者及び一人親の場合はしない方は空白にする。０のままにしないこと

↑控除対象配偶者有りで，所得割額が３０万円以上なら，配偶者分の課税証明も徴すること。

↑書類不足で確認できない場合は？を入力

↑シートなしなど不備が消えたら不備の記載が全部消えたら不備つぶし完了！

不備内容を明記
「配偶者分課税証明なし」「一人親の確認できず」「チェックシートなしで申請書提出」「継続なのに修正できたら消す。この欄」

↑6月までと7月以降の区分が違うとき○が自動入力

届出書
申請書

補足

課税額証明書で控除対象
配偶者が確認できた場合でも,
控除対象配偶者の
課税額証明書が必要な場合
があります

市町村民税所得割額が
30万円を超えるようなときは，控除対象配偶者の課税額証明書も添付
ギリギリの人は2人分！

奨学のための給付金

国公立高等学校等に在学する1年生の保護者の皆さまへ

別紙１

「奨学のための給付金制度」が始まります！

家庭の状況にかかわらず生徒が安心して教育を受けられるよう，授業料以外の教育費負担を軽減するため，平成 26 年度から高校生等がいる低所得世帯を対象とした返還不要の「奨学のための給付金」を支給します。

支給対象者

平成 26 年７月１日現在において，次の１～３のすべてに該当する者の保護者等に支給します。

1　高校生等の保護者等が鹿児島県内に住所を有すること
（保護者等が県外住居の場合，住居する都道府県に申請してください。）

2　高校生等が高等学校等就学支援金の受給権者又は学び直し支援金の支給対象者であること（学校の所在地は，鹿児島県内・県外問いません。）

3　高校生等が次のいずれかの世帯に属すること
(1)　生活保護受給世帯
（生活保護法による生業扶助が行われている世帯であること。）
(2)　保護者等全員の市町村民税所得割が非課税（０円）である世帯
（保護者が父母である場合，どちらも非課税であること。）

※　上記１～３にかかわらず，以下に該当する場合は支給対象となりません。
ア　児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合
イ　生活保護受給世帯に属する高校生等が通信制課程に在学する場合

支給額（年額）

※　１人の高校生等につき，年１回，在学中に通算して３回（定時制課程又は通信制課程の場合は４回）を上限として支給します。

世帯区分		高校生等１人当たりの支給額		支給対象経費
生活保護受給世帯		通信制以外	年額　32,300円	授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費，教科書費，教材費，学用品費，通学用品費，校外活動費，生徒会費，ＰＴＡ会費，入学学用品費等）
市町村民税所得割が非課税である世帯	第１子の高校生等がいる世帯	通信制以外	年額　37,400円	
		通信制	年額　22,800円	
	23歳未満の扶養されている兄・妹がいる世帯で，第２子以降の高校生等がいる世帯	通信制以外	年額　129,700円	
		通信制	年額　36,500円	

受給申請手続

奨学のための給付金受給申請書（別記第１号様式）に必要事項を記入し，下記１（共通）及び２（世帯区分毎）の書類を添付し，申請してください。

１（共通）

- 在学証明書（鹿児島県内の国公立高等学校等に在学する場合，学校でまとめて添付します。）
- 口座振込申出書及び通帳の写し（原則，口座振込みにより支給します。）
- 委任状（鹿児島県立高等学校に在学し，学校徴収金との相殺を希望する場合は添付してください。）

２（世帯区分毎）

世帯区分		添付書類（記入例を参考にしてください）
生活保護受給世帯		・生活保護受給証明書（生業扶助の状況が確認できるもの）
市町村民税所得割が非課税である世帯	第１子の高校生等がいる世帯	・保護者等全員の課税証明書等（市町村民税所得割が非課税であることを確認できるもの） ※鹿児島県内の国公立高等学校等に在学する場合，高等学校等就学支援金に添付した保護者等の課税証明書等を活用する形で提出するので，添付は不要です。ただし，高等学校等就学支援金の添付を省略した保護者等（授業料徴収猶予者）の分は，必ず課税証明書等の原本を添付してください。
	23歳未満の扶養されている兄・妹がいる世帯で，第２子以降の高校生等がいる世帯	※　課税証明書等の住所と受給申請書に記載した住所が異なる場合，保護者等の住民票を添付してください。 ・15歳以上23歳未満の子（平成3年7月3日～平成11年4月1日）を扶養していることが分かる書類（健康保険証の写しなど） ※　健康保険証など公的な証明書で確認することができない場合，扶養申立書及び住民票（世帯全員）を添付してください。

※ その他，家庭の状況などに応じて添付書類が必要となる場合があります。

受給申請期限

平成 26 年８月 29 日（金）
（※ 受給延期理由書を事前に提出した場合，延長することができます）

支給予定時期

平成 26 年 11 月頃に支給予定です。
（※ 家庭状況及び支給決定の時期によって，変更する場合があります）

申請書等提出先及びお問い合せ先

・鹿児島県内の国公立高等学校等在学者の保護者等
→　在学している学校

・鹿児島県外の国公立高等学校等在学者の保護者等
→　鹿児島県教育庁高校教育課 企画助成係
住所：〒890 8577　鹿児島市鴨池新町 10-1
☎：099-286-5288

・支給対象経費　授業料以外の教育に必要な経費として

・修学旅行費
・教科書費
・教材費
・PTA会費
・通学用品費
・校外活動費
・生徒会費
・入学学用品費等

支給対象者

↓

基準日に在籍（7月1日）

・生活保護受給世帯のうち生業扶助が行われている世帯

・保護者全員の市町村民税の所得割が非課税（0円）

生活保護受給世帯

年額32，300円

所得割が非課税で，第１子の
高校生等がいる世帯

年額３７，４００円
（通信制在籍で２７，８００円）

所得割が非課税で，23歳未満の扶養されている兄・姉のいる世帯で，第2子以降の高校生がいる世帯

年額129，700円

（通信制在籍で36，500円）

・制度概要

・奨学のための給付金受給申請書

・課税証明書

就学支援金で提出された課税額証明書であればコピーでも可

勤務先からの配布の，課税通知書は原本証明が必要

＊扶養控除対象者配偶者の分も必ず提出

・口座振込申出書（通帳のコピー）

・奨学のための給付金委任状

・扶養申立書

・健康保険証（写）

・住民票

・生活保護受給証明書

生活保護受給者の提出書類

↓

・奨学のための給付金受給申請書

・口座振込申出書（通帳のコピー）

・奨学のための給付金委任状

・生活保護受給証明

　＊原本提出　　＊７月１日現在の証明

第1子の高校生等がいる世帯　提出書類

↓

・奨学のための給付金受給申請書

・課税証明書

・口座振込申出書（通帳のコピー）

・奨学のための給付金委任状

２３歳未満の扶養されている兄姉がいる世帯で，第２子以降の高校生等がいる世帯

↓

- 奨学のための給付金受給申請書
- 課税証明書
- 口座振込申出書（通帳のコピー）
- 奨学のための給付金委任状
- 扶養申立書
- 健康保険証（写）

学校で作成する書類

① 奨学のための給付金申請一覧表

② 申請者全員分の在学証明書

県の審査後　・保護者に給付金決定（却下）通知書
・所属宛予算令達

支給準備　・奨学のための給付金支給調書
・支給決定通知書（写）
・口座振込申出書
・支給日の確定

・学校徴収金等と相殺するための準備

・支給

支給後の処理　支給後に精算票を作成

＜添付書類＞

・振込受付書

・奨学のための給付金支給調書（控除額入力後）

・学校徴収金等控除額一覧

鹿児島支部A班

松陽高校	田代　美佐子
武岡台高校	岩田　加恵
鶴丸高校	梶木　賢一郎
明桜館高校	仮屋﨑　はるみ
鹿児島東高校	木場　礼子
鹿児島工業高校	古野　貴之
市来農芸高校	斜木　修
串木野高校	鞍掛　良幸

ご静聴ありがとうございました。

鹿児島支部A班